

# マイナンバーカードの申請と受取方法(申請時来庁方式について)



## 手順 1 マイナンバーカードを申請する

本人確認書類等の必要書類を持参のうえ申請してください。

### ◆受付時間

平日の午前9時から午後5時まで

### ◆マイナンバーカードの申請に必要な持ち物

◎個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(お持ちの方のみ)

◎本人の通知カード

◎本人の本人確認書類(A1点またはB2点もしくはBとC1点ずつ)

◎本人の住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※顔写真は市民課窓口で撮影できますが、持参していただくことも可能です。

(持参される場合)

◎顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)

・最近6ヶ月以内に撮影したもの

・正面、無帽、無背景のもの

・写真の裏面に、氏名、生年月日を記入すること

15歳未満の方また成年被後見人の方が申請する場合は、法定代理人の同行が必要ですので、次の持ち物も必要となります

◎法定代理人の本人確認書類(A1点またはB2点もしくはBとC1点ずつ)

◎代理権を確認できる書類(戸籍謄本、登記事項証明書など)

※戸籍謄本については、本籍が津島市の場合または同一世帯の親の場合は不要です。

#### 【本人確認書類】

- A 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)、旅券、身体障害者手帳、住民基本台帳カード(写真付き)、療育手帳、在留カード、精神障害者保健福祉手帳等
- B 保険証(健康保険、介護保険、後期高齢等)、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、医療受給者証、住民基本台帳カード(写真なし)等
- C 次に掲げる「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類  
診察券、預金通帳、学生証、社員証等

※いずれの書類も、券面が現在の情報であり、有効期限内のものに限ります。

## 【マイナンバーカードの暗証番号について】

マイナンバーカードの交付の際、申請の内容に応じて次の暗証番号を設定していただきますので、あらかじめ決めておいてください。

※以下2から4までについては同じものにしていただいても構いません。

1 「署名用電子証明書」の暗証番号(6文字以上16文字以下の英数字:英字は大文字のみ)

e-Taxなどインターネット等で電子文書を作成、送信する際に使用するもの

2 「利用者証明用電子証明書」の暗証番号(4桁の数字)

マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスの利用などで利用者本人であることを証明するために使用するもの

(ただし、津島市では、コンビニ交付を実施していませんのでご注意ください。)

3 「住民基本台帳用」の暗証番号(4桁の数字)

転出・転入等の市の手続きなどで使用するもの

4 「券面事項入力補助用」の暗証番号(4桁の数字)

番号法に基づく事務で、個人番号や基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を利用する際に使用するもの

## ◆マイナンバーカードの申請に関する注意事項

◎必要な持ち物が不足している場合は、交付時に改めてご来庁いただいたうえで、受け取りとなる場合がありますのであらかじめご了承ください。

◎マイナンバーカードの申請の際に通知カードを返納していただきます。通知カードの有無によっては、申請時来庁方式で申請できない場合があります。

※令和2年5月25日に通知カードは廃止となりましたが、返納は今後もしていただきます。

◎マイナンバーカードは、住民基本台帳カードとの重複した所持はできません。住基本台帳カードをお持ちの方は、マイナンバーカードの申請の際に住民基本台帳カードを返納していただきます。

◎通知カードは申請時に返納いただくため、マイナンバーカードがお手元に届くまでの間、マイナンバーを確認するものがなくて困るという場合は、交付時来庁方式をご検討ください。

◎マイナンバーカードがお手元に届くまで1ヶ月から2ヶ月程度かかります。マイナンバーカードの申請が集中する期間や年末年始などは、マイナンバーカードを送付するまでに時間がかかる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、マイナンバーカードが届くまでお待ちください。

◎マイナンバーカードの申請後に住所や氏名などの変更があった場合は、マイナンバーカードを受け取れないことがありますので、住所変更や戸籍の届出を行う場合は、ご連絡ください。

## 手順2 郵送でマイナンバーカードを受け取る

市でマイナンバーカードに暗証番号の設定などを行った後、マイナンバーカードの交付の準備ができた方から順に、本人限定受取郵便(特例型)によりマイナンバーカードを送付します。郵便局から事前に通知書が送付されますので、受取場所、受取日時等を指定して受け取ってください。

※郵便局から通知書を受け取ってから1週間以内に受け取ってください。郵便局の保管期間が経過した場合は、市役所にマイナンバーカードが返戻されますので、市民課窓口に取りに来ていただくこととなります。

◎本人限定受取郵便の受け取りにあたっては、以下の点に留意してください。

- ・本人(未成年者を含む)が住所地において本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)を提示して受け取るものです。
- ・郵便物の転送の届を出している場合は受け取ることができません。
- ・本人以外(家族を含む)は受け取ることができませんのでご注意ください。